我が国の租税条約ネットワーク

財 務 省

《87 条約等、156 か国・地域適用／2025 年４月１日現在》（注１）（注２）

欧州（46）

アイスランド
アイルランド
イギリス
イタリア
エストニア
オーストリア
オランダ
ギリシャ
クロアチア
スイス
スウェーデン
スペイン
スロバキア
スロベニア
セルビア
チェコ
デンマーク
ドイツ
ノルウェー
ハンガリー
フィンランド
フランス
ブルガリア
ベルギー
ポーランド
ポルトガル
ラトビア
リトアニア
ルーマニア
ルクセンブルク
ガーンジー（※）
ジャージー（※）
マン島（※）
ﾘﾋﾃﾝｼｭﾀｲﾝ（※）

（執行共助条約のみ）

アルバニア
アンドラ
北マケドニア
キプロス
グリーンランド
サンマリノ
ジブラルタル
フェロー諸島
ﾎﾞｽﾆｱ・ﾍﾙﾂｪｺﾞﾋﾞﾅ
マルタ
モナコ
モンテネグロ

ロシア・ＮＩＳ諸国（12）

ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝ
アルメニア
ウクライナ
ｳｽﾞﾍﾞｷｽﾀﾝ
カザフスタン
キルギス
ジョージア
タジキスタン
トルクメニスタン
ベラルーシ
モルドバ
ロシア

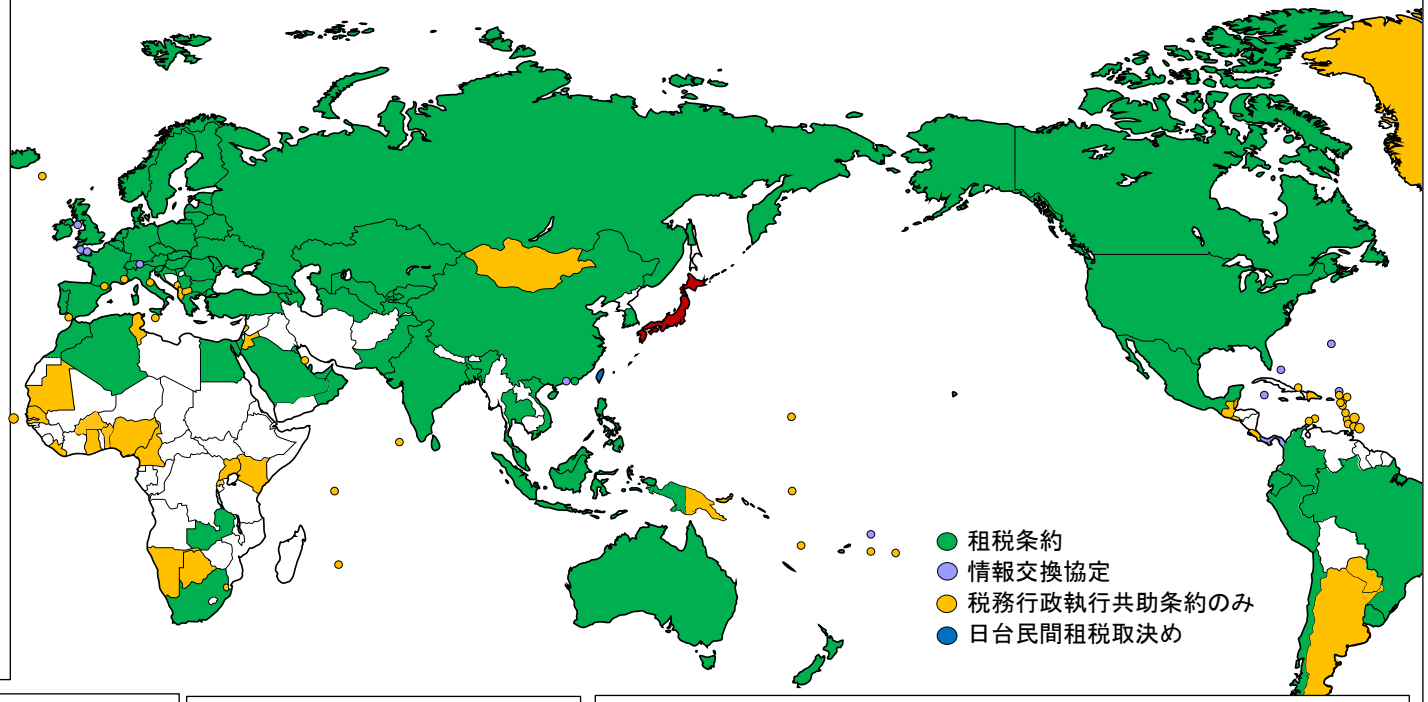

北米・中南米（36）

アメリカ
ウルグアイ
エクアドル
カナダ
コロンビア
ジャマイカ
チリ
ブラジル
ペルー
メキシコ
ケイマン諸島（※）
英領ﾊﾞｰｼﾞﾝ諸島（※）
パナマ（※）
バハマ（※）
バミューダ（※）

（執行共助条約のみ）

アルゼンチン
アルバ
アンギラ
ｱﾝﾃｨｸﾞｱ・ﾊﾞｰﾌﾞｰﾀﾞ
エルサルバドル
キュラソー
グアテマラ
グレナダ
コスタリカ
ｾﾝﾄｸﾘｽﾄﾌｧｰ・ﾈｰﾋﾞｽ
ｾﾝﾄﾋﾞﾝｾﾝﾄ及びｸﾞﾚﾅﾃﾞｨｰﾝ諸島
セントマーティン
セントルシア
ターコス・カイコス諸島
ドミニカ共和国
ドミニカ国
トリニダード・トバゴ
パラグアイ
バルバトス
ベリーズ

アフリカ（23）

アルジェリア
エジプト
ザンビア
南アフリカ
モロッコ

（執行共助条約のみ）

ウガンダ
ｴｽﾜﾃｨﾆ
ガーナ
ｶｰﾎﾞﾍﾞﾙﾃﾞ
カメルーン
ケニア
ｾｰｼｪﾙ
セネガル
ﾁｭﾆｼﾞｱ
ﾅｲｼﾞｪﾘｱ
ナミビア
ブルキナファソ
ベナン
ボツワナ
ﾓｰﾘｼｬｽ
モーリタニア
リベリア
ルワンダ

中東（10）

アラブ首長国連邦
イスラエル
オマーン
カタール
クウェート
サウジアラビア
トルコ

（執行共助条約のみ）

バーレーン
ヨルダン
レバノン

アジア・大洋州（29）

インド
インドネシア
ｵｰｽﾄﾗﾘｱ
韓国
シンガポール
スリランカ
タイ
中国
ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ
パキスタン
ﾊﾞﾝｸﾞﾗﾃﾞｼｭ
フィジー
フィリピン
ブルネイ
ベトナム
香港
マレーシア
サモア（※）
マカオ（※）
台湾（注３）

（執行共助条約のみ）

クック諸島
ナウル
ニウエ
ﾆｭｰｶﾚﾄﾞﾆｱ
バヌアツ
ﾊﾟﾌﾟｱﾆｭｰｷﾞﾆｱ
ﾏｰｼｬﾙ諸島
モルディブ
モンゴル

（注１）税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。

（注２）条約等の数及び国・地域数の内訳は以下のとおり。

・租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約）：74 本、81 か国・地域

・情報交換協定（租税に関する情報交換を主たる内容とする条約）：11 本、11 か国・地域（図中、（※）で表示）

・税務行政執行共助条約：締約国は我が国を除いて 125 か国（図中、国名に下線）。適用拡張により 143 か国・地域に適用（図中、適用拡張地域名に点線）。このうち我が国と二国間条約を締結していない国・地域は 63 か国・地域。

・日台民間租税取決め：１本、１地域

（注３）台湾については、公益財団法人交流協会（日本側）と亜東関係協会（台湾側）との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築（現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会（日本側）及び台湾日本関係協会（台湾側）にそれぞれ改称されている。）。